

不許翻刻

慶應四季閏四月第十三板

中
外
新
聞

卷三 第十四号より
茅廿二号まよく

開物社印

慶應四年四月十九日

社長印

中外新聞第十四号

鎮撫使よりの布告

今般海陸進軍に在朝敵硬命の族を誅鋤遊され
顧慮の處當人悔悟謹慎に付て従來の行狀雖不可赦生
靈塗炭の艱苦不為忍罪魁をも猶死一等を宥以上を帰
嚮の輩を勿論既往も不咎才能及び有志の者を抜擢億兆
愛撫の意四海より表示の思召にて徳川譜代陪臣小吏
より至りまで凍餒の患無之様扶助可成下に付寢懼を
不抱此御意を奉戴一士農工商一切安堵營業可致い尚追

關廷より徳教店宣布レヘ共當分徳川祖宗の良法ヘ其
促変更無之レニ条勅王一途心得違ひ有之間敷レ且當国諸
事訴訟等を聊無忌諱當總督府まで可申出レ其上至當公平
の裁判可有之リリアム

辰四月

東海道鎮撫總督府

○大坂よりの書状写

禁裏様三月廿三日晝時西御堂へ往為 入レ手輕の 由行
幸店道筋も至て穩^{キモチ}にて静^{シカ}ニ店座レ

廿六日早天より天保山へ 由幸海岸防禦の様子 由観覽

船軍の稽古レ 天覽^{スル}ニ相成レ由テ海中へ大筒打込^{スル}音
市中へ相響^{カク}キヤレ

由幸^モヘ市中^モ色^モ惡說申觸^{スル}ヘ共万事鎮^{シム}の由
事^モ大^モ安堵仕^{スル}金相場^{レバ}二百三四十匁まで引揚可申
トヤ人氣の處其後^モ下落^リ二百四匁より五匁位^モ
相成^リ依^リ大坂表人氣^モ至^ル穩^{キモチ}ニ店座^{スル}必^ス店案ド^リ下間
敷^ス

来月五日頃 由發輦^{スル}南都へ 由越夫^モ 由帰京と
ナ事^モ由^ス座^ス

三月廿八日

○歎願書

一城の儀を徳川家相續の者相定り以きて一時田安へは預け
仰付ひ様奉願ひ甚見越し儀を申上奉恐入ひへ
其尾張家へ相續仰付ひ儀をは免奉願度事

一軍艦銃砲を徳川家名は立成下高井よ領地相極り以上
差上ひ様仕度事

右ニケ條格別の寛典を以て は差免相成り根は尽力の程
奉願は素より有罪の私共右様の件に奉願ひ儀上を 天朝
のは怒は奉觸はも難計下を主人□□の趣意よ背きは儀よ
も以へ共此際よ當り百年の生命の為よ千載の汚名を捨置

恨を含て命を奉り以根々ハ海陸兩軍臣子節操相立不申
は間私共一同の心中は賢察成下幾重又も相貫きは様は
執成奉願度此段歎願仕は謹言

四月 日 海陸兩軍一同

静寛院宮様 実成院様を田安古殿へは移天璋院様を一
橋古殿へは移は座は

上様を去る十一日水戸表へは發途相成り數日
十二日より口は門のは固め左の如一

竹橋 清水 田安 半藏

右四ヶ所田安殿迄預りにて往来通行是迄通り

外櫻田 西丸大手 神田橋

右口々官軍人數迄固りあり外櫻田と神田橋とハ往来通行

行ひ

坂下 内櫻田 大手 平川 矢来 馬場先

和田倉 雉子橋 一橋

右口ノメ切一切官軍番兵迄差置ニ事

○横濱新聞訳文

四月七日到着の英船より託して長崎在留の外国人某より一封の書状を贈り其大意左の如く
此程長崎表の形勢甚穩あらず薩長土三藩互々不和を生ず
はや或ハ計畧又ハ裁其境ハ相からんに共市中諸方へ張
札いゝ一日ハ薩長の所置を誹謗一日も長土の處置を
非難一又次の日ハ薩土の惡行を書記しあと日この事ヨリ
三藩の家臣共互々疑惑を生じ一ひまど戦争又ハ至り不
いゝ共只今様子にて何時事の起り以哉も難計甚心配
いゝ

○信州路報告

此程相樂總三とソノ者并又外七人信州追分宿コテ梶首せられ外十餘人の者片鬚片眉剃落ト追放又相成リ右ハ總三巨魁ト無賴の惡徒を集め官軍先鋒嚮導隊と唱ヘ総督府の命と偽り信州の村々を乱妨一良民を劫ト金銀を食り其悪事露顕セ一故ありと承及申シ云々

○箱館來狀の写

此表アテハ江戸の様子委敷相カラバ甚心配仕ハ會津追討の俊仙臺ヘシ 命ニ由トリノ尊ニシテ何故ク仙臺隣國の諸侯仙臺城下ヘ追ニ使者差出一殊の外混雜の由ニシテ

シテ

中外親閔江戸表アテ出来の由アテ九号まで手ヌ入ナヒ望人沢山有之ニ間幸便ヌ差送可シ下ハ奉行衆を初モ役ニ皆當所引拂の苦アテ魯西亞國蒸氣船ニ雇ヌ相成迎船トシテ相廻リハ處 勅使ハ下向の後場所ハ引渡シハ上アテ一同引拂リ筈ヌ決定ツシニ万今暫出帆延引可仕ハ共不遠拜顔可相叶ト相樂ヤハ

四月二日

海軍局の社中アテ内外新報と号シる新聞紙出板ハ
杉田玄端著述健全学中編二冊発免セ

柳河春三編輯 西洋雜誌卷三出板自此後毎月一二冊つゝ出来まし

○

偶成

四海今將帰一家、此時無用手空义、不知心事對誰訴、且向春凡數落花。

或曰市尹石川氏之作

無題

草莽微言何益世、強論時事不勝嗟、豈如携着一瓢酒、日訪春園處々花。

中外新聞第十五号

慶應四年四月廿一日

英漢新聞紙の抄譯

英吉利王太子フ・オ・アダムを日本在留全權公使の書記官又任

ゼリ

佛蘭西國帝ナ・ポ・レ・オンを喘息を煩ひ餘程の重症あり

同國の太子ハ・巴・勒を出立、北日耳曼又旅行を

北日耳曼とハ・字漏生同盟の諸国を云ふ

此程魯西亞の政府より令を下し、波蘭國人の兵器を持つ事を禁じ、悉く其所有の兵器を取上げ、但し税銀六ルーブルを

出にて其支配より免許を得とバ兵器を買求むる事を得べ
トそれを所持する者も年々此税を出さしむ

ルーブルも銀錢の名にてドルの七分五厘又通用を

石川長次郎 訳

○ウスリ地方の説讀第二

ボルタエンベリヤル港の周辺を力を極り穿鑿をあし樹
林の價を精細又見定めたり千八百六十三年これを輸出つ
ちる人によ賣り与る事を決せりブディク左ノ氏の説々據れ
ぞボルタエンベリヤル港の近辺の樹林を心を用ひて支配

されば莫大の利益あぐべーと云其林の樹木も櫻樹、落葉松、
白樺、黄樺、黒樺、白楊、榆樹及び叢生の姿にて槲、枫、秦皮、榆樹、苦
提樹、榛、杉等なり其木の經年年齢も不同よりて八十歳よ
り二百廿歳までの間あり其中又へ甚大ある樹木少くべ
十才強健よりて圍三尺高き七丈乃至八丈ある者屢々これ有
リボルタエンベリヤル港の地形を船の入津荷積荷卸等
をあくよ悉く便利ある形を具へたり其湾をクレスストスカ
ヤコンスタンヂノスカヤ及び沙洲港此三港より成了且イ
ルギレ及びバラタと名くる二小港も亦これ又属し此小港
え先年二艘の船碇泊して冬を越して所あり

ホルタエンペリヤル港とコイトとの間の地方に在る林に
在黒竜江口に在る者と同一樹木も雜生せり但其冬時落葉する樹木ハ黒竜江口より多く且美麗あり此地方ハ尚混沌の称を与ふべし其故ハオロチヨニと名くる遊牧人種只四十族を極シ而のみあれバあり其人も犬と共に只漁と獵を以て生活を

混沌の原語を處女あり辞書より處女、山處女、林處女野ぞいきく開墾せざるを云と注せり又未だ戰ふ用ひざる劍を處女劍と云ひ天生純粹よりて精鍊を経ざる硫黃より處女硫黃の名有り推て其字義を知スベ

魯西亞人の黒竜江に到り一時まで人口甚少にて只河辺并々商客往来の路傍に僅の住民らゝ一の方面今に於て民人の最多き部を南方にしてサントルガ湾のクニチヨニあり次に黒竜江口及び其律度の處次モウスリの谷ありゴレド人爰々住を次ハ支那の植民其數少々れども此地方の海岸并々内部は散在を然きども此廣漠ある國土地面の積大凡二十七萬二千箇平方キルメートリにて男女一萬人を滿

青眼居士曰黒竜江辺の地理方今我國人の為よ之を縷説ちるも急務非う似たり然らずモヤノワシ氏獨々亞細

亞の地図を訳して刊行し今亦自ら此図を写し記録を添て新聞紙局又寄贈する者蓋し深意にて寓するが如く試み之を猜するよ魯西亞人の蝦夷地方又朶願をすや既久然るよ近來亞墨利加の旧領地を活却し専ら支那朝鮮の北境を開拓を其志遠大ある事殆ど測可らず彼若一黒竜江辺より南進して朝鮮を蚕食するよ至らば日本の北部亦唇亡齒寒の患を免るべうべ詩よ云ぢや兄弟闘牆外禦其侮と今我国内穏靜あらじ動もそれば全国兵革の厄難と若一国内変あらば万民其業を營み其生を保つよ遑ひうべ況や边境の事よ於てをやされば日

本内地の争乱を彼の飽く事あき国人の流涎する所よして即ちモルマンスの暗々憂ぐる所あらべ居士の最深く嘆惜憂問する所あり

○或ル一諸侯歎願書

正月九日十日私名代家来の者召出函書付を以て徳川□□朝敵の罪を依りて追討シテ仰付は万各藩陪臣吏卒よ至るまで方向を定めし松井よ大号令内趣意相心得國力相應の人数差出しひ松可仕旨を仰渡誠よ以て驚愕畏縮の至る奉存は就てハ速よ奉勅從事可仕の處中朝よ

り郡縣の制度並為在ひつ共 皇國自然の体裁を封建世
祿も有之鎌倉霸府の時將軍家臣の名目を相立陪臣陪臣
の分隨て相定り時移り物換り慶長元和以来今日までの形
勢を成し居は儀にて凡普天之下率土之濱尊卑貴賤不為
王臣者一人も無之以つ共封國領邑其治内の士民各其主
其君も忠勤以ちト則 朝廷へ服事の道も可有由座と奉存
以私儀□□家臣もヘバ一意よ徳川家を翼奉し 朝廷へ
忠勤仕度素志も有之元来一途同路にて更よ方を異よ一向
をニよもぐき所無之追々□□恭順の效相立以ちト 寛典
の法處置只管歎願哀訴仕度心底も由座も又人數差出は儀

も外 由用筋もいもぐ何程とも出精相勸可申ひへ共徳川
征討も付てり 由沙汰にて下恐臣子を以て君父を擊り
訣も有之人の大倫天地の大經是も於て乎相悖り昔時源義
朝 勅命不得止とハ申あぐら父為義を擊はも同様の筋義
朝の逆名干載難遁 勅命よかうせられはても亦三綱相欠
法度の 由失体も終古難也為免實も私一身の進退難波の
みよ熙由座 朝廷の行為も深く由惜み申上何分奉 勅從
事難仕も陪隸微臣の身を以て直諫仕は儀餘り恐入敢て言
上仕兼もへ共臣子の身進退難波仕は段幾重も性情の忍
ひ兼ひ處も由座は何卒 由憫察 由宥恕の儀奉願上ひ右

願の趣意 は採用は下置へて獨私一家の幸福すも無之
世道人心を千歳の下より維持仕今日 朝廷の内闕失をも聊
奉補は候にて冥加至極難有仕合奉存は下去頑愚固陋遂は
逆鱗を奉犯は次才其罪萬死難遁 閣下より拜伏一斧鉄の
謀謹で可奉待旨申付以重臣此段哀痛奉墾願は誠恐誠惶頓

首謹言

慶應四戊辰年二月

中外新聞第十六号

慶應四年四月廿三日

四月十五日 上様由道中滞あく水戸表へ 附着弘文亭
へ往為入り趣彼地より而来る

東久世殿并肥前侯横濱へ来着の由同所より報告ひり徵士

寺島陶藏井岡齋右エ門等も來り一由

十六日頃結城小山の辺より戰争ひり由こそ種々の報告あ
り十八日十九日江戸在苗の官軍追々野州へ発向を其詳あ
る事ハ未相からず

○夫婦同寝多少の限りの話 唐通居士 訳

原本西洋情史の一章を抄出を

一夫よりて數婦を娶るは天理より背き家道より害なりとて西洋よりて古よりこれを戒むを善き教とせりされと動もしがれば此戒を犯す者多くされば古來賢人これを憂へ種この教を立て竟より夫婦同寝の數をきへ定めりよ至きり。モセスと云ふ人を古の大賢者と仰ぐる程の人あれ共其教の時の習ちより従ひて立られ一故にや強ちよ妾を置く事を禁ぜられモ出埃及記の廿二章よりとく妾を置く

其本妻の衣食及び同寝の數を之を減じ可りうべと説くれり其他モセスの掟の中より學問の為あれば三十日まで、妻より遠ざからる苦し。職業の為あれば七日を限とし壯年よりて職業より差支あれば毎夜同寝もろも妨あ。假令差支ひても七日の間より兩度を欠く可らべ但一駱駝牽へ三十日の間より一度船頭へ六ヶ月より一度を少きの限とし又妻若し夫の同寝をいあまど其夫七日目毎より妻の資財を取上け資財尽るより至らば離縁状を遣ちべしと。其後ラビン人少しく此掟を改め學問の為あれば二三年の間を妻より遠ざからる苦し。然ども可成丈七日の間より

兩度づゝ同寝する様又心掛くべーと云へり。希臘國のソロンと云人も亦古の大賢ありテアテ子の法令を定め一時毎月必ず本妻と同寝すべーと書載せり。○曰く教の國より後世より猶此凡俗残り妻と同寝するを夫の勤と一妻より之を催促する事死も債をもつるよ異あらず是其國より七日毎一度づゝ同寝を欠くべからず若之を欠く時妻これを裁判所又訴へ離縁状を求むるの權り。○以上諸賢人の教ハ小異同ひとつ控ひる。依てナタベー。○以上諸賢人の教ハ小異同ひとつ雖も皆夫の本妻を疎みて同寝の數の足らざるを戒ありのサリ。○嘗て其數の過るを戒めキリ。○其後

數百年を経て初めりて其一例を得。殊々驚くべき事。いもん所を今のは斐班牙國の地より中古の世アラゴンと云ひ一國より其國の何より云ひ女王在世の時ありテカタロニーと云ふ所の民の妻其夫の同寝の多き。詐へ祭日と雖も十度より少き事ならばと歎きられバ女王を之を憐ミ玉ひ速。其夫を召して痛く呵責。今より後一日六度より可らばと戒め玉ひ且後世の從あればとて此事を普く國中より布告。玉り。後來好事の輩此等の話を傳つてソロニギ一月より一度と定め。を少きの限と。カタロニーの民婦が一日より六度を請合ひ。を多きに限とす。事とありぬ。

尚記事事長々れバ他日續きと訳出まぐ一

○暮春書感

作者不詳

三百年來霸氣雄、豈知時運轉西東、如今命脈君看取、只在西郎

方寸中

郎一作郷

失題

何事諸公爭桂冠、鶴鶴無復一枝安、朝々濺盡孤臣淚、滿地落花
風雨寒、

○京師函觸書二通

紀伊中納言

有馬中務大輔
奥平大膳大夫

小笠原豊千代丸
溝口誠之進

伊達伊与守

大總督不日着付入城ノモ可相成付てハ関東山取締尚奥
羽等速々平定ニ至リハ松指揮可有之以付早々出發東向

社仰付以事

但着府の上直松太總督へ可届出付滯陣中ハ不及申途中
等擲て嚴肅ニ致一不覺悟無之れ可心得事

今般已ヨハ親信函出輦社遊海軍
函覽の上関東時機
又依り直松輦輿を東山道へ可ム為向思召ヨハ右ハ先般

處々よ於て賊臣官軍を抗へ尽く擊破よ及ぶと雖も未だ
餘黨彼是屯在致居は裁よも相間へりよ付萬民艱苦の程甚
歎思召ひ條大總督指揮の上を速々遂忠戰四海平定奉安
宸襟に沙汰の事

三月

○京都府觸書二通の写

銅錢の價當時各国相場内斟酌の上自今一文を以て鏗六文
又通用候仰付ひ事

右を是まで其位當を得ざるを以て動もされば奸商共異邦
へ輸出リノハ僕も有之依之速ヨ海内へ布告候仰付ひ

事

三月

横濱ドルの相場五七日來又少しく上り候方あり一ドル
又付四十四外八分五厘より四十五外
錢相場日々下落近日よ至て最も甚し今日天保錢金一兩よ
付十メ九百三十二文 文久錢ハ十四メ二百文

○髪切の怪談

新聞社友元來奇怪の説を信ぜど然れども左の奇事を目撃

せりとソの人の有るま任せて附錄一以て博学君子の定論
を俟つ

四月廿日夜小川町歩兵屯所にて一人髪を切られする者有
り夜半の頃寝所より起きて廁クモヤ又往カムて何物とも知らず眞
黒ある物突然と来りて頭カモハ又突當カタマカるよと覺ゆるや否カシや卒倒
して人事を知らず此物音カツラ驚カモハきて人ヒト集カモハり介抱カモハせば
頓カツて正体カツラ又成カツルす然カツラるよ髪カモハ落カモハちニ三間カツラも離カモハまカモハる地
上カツラより其真黒ある物ハ猫カミの如くよして黒き事恰カツラも天驚カツラ
絨カツラの如くありとぞ

中外新聞第十七号

慶應四年四月廿五日

總督よりの内達書写

軍艦の儀度カツラに相違カツラ通一事不舉カツラバ恭順カツラの道カツラ悉く瓦
解カツラ可及時機カツラ内處置振カツラ一結局の奏聞カツラ不カツラ為カツラ調
次第カツラ勿論兵艦銃器カツラ必兵力を以て天朝カツラ不カツラ迫カツラ實
効カツラ表カツラ記カツラ訳カツラ以處軍艦奉行榎本和泉主家カツラ思ふ至情感
心カツラの事カツラ間願意カツラ相費カツラ私カツラ尽力可カツラ成降カツラ就カツラ直
れ四艦カツラ其役カツラ付其餘四艦急速カツラ朝廷カツラ可カツラ差上カツラ私
大總督宮内沙汰カツラ條此段相違カツラ事

四月

東海道先鋒 捷督 印

副將 印

田安中納言殿

○

石川河内守

佐久間鑄五郎

右の者當分市中取締の儀ヲ付以間嚴重^{（えんぢやう）}忠勤^{（ちゆうしん）}可有^{（こゆ）}之旨
大總督宮^{（みや）}沙汰^{（さた）}以條相達^{（じょうじやく）}之事

四月

東海道鎮撫總督府

田安中納言殿

○重板論

唐通居士

夫^{（おも）}智識^{（ちしき）}を用^{（もち）}き風俗^{（ふうぞく）}を励^{（めぐら）}す道^{（みち）}ハ学問^{（がくもん）}を盛^{（さか）}むるより
善^{（よ）}き^{（い）}あ^{（あ）}而^{（で）}して再び其源^{（もと）}を推^{（たぐ）}バ全く新書籍^{（しょしょく）}の著述^{（しょしゆ）}より
是^{（ぜ）}を以て世界中文明の邦^{（ほう）}にて極^{（きわ）}めて著述^{（しょしゆ）}のことを
重^{（じゅう）}ん^{（ん）}ド^{（ど）}之^{（の）}を鼓舞^{（まくはり）}せん^{（せん）}ゲ為^{（め）}ヌ主^{（しゅ）}と^{（と）}て其重板^{（じゅうばん）}を禁^{（きん）}ず^{（ず）}あり
蓋^{（あわ）}重板^{（じゅうばん）}の禁^{（きん）}られバ新書出賣^{（しょしゆつばい）}の利^{（り）}悉^{（ごとく）}く著者^{（しょしゃ）}も歸^{（かへ）}り^{（り）}而
して官^{（くわん）}より著者^{（しょしゃ）}を褒賞^{（ほしょう）}する所以并^{（とも）}著者^{（しょしゃ）}の益^{（ます）}多く著述^{（しょしゆ）}
て國恩^{（くにおん）}も報^{（たが）}ざる所以皆此中^{（このうち）}も存^{（そ）}ち^{（る）}あり

居士嘗^{（なま）}て西籍^{（せいせき）}を訳^{（や）}て褒功院說^{（ほくこういんせつ）}を著^{（あらわ）}せり近日校正^{（こうせい）}
て西洋雜誌卷四^{（せん）}も載^{（の）}べ一

我邦よ於ても旧来重板の禁甚と嚴あり。一ト近頃其法破る。一と見えて重板の事じ。一第十二号又報告うり予かもへらく此事果たて实あくバ世道又関わる事鮮うす。今より以後新著の利尽つくく姦商又帰き著述者の損失殊こと々甚き。業を破る。産を失ふ。勿論假令世を憂うれ。國を思ふの志深き者う。微ひ力ぢき。一損失の補ほ。をあん事能いは。時とき著述を企おこつ事叶かな。至らん是と實じ。智識ちしきを開ひらき。風俗ふうぞくを励さなへんの本意ほんね。非ひ。方今百度一新しん。一夫も其所そのところを得ざる者う。至き。聖世せいせい。在て只此一事頗まことに。闕典くわんてん。又属しゆ。もの似の。最さい。以て惜かむべく歎たんしき事ことあれば我公私ごうしの為ため。

一應おうこれを論るべせざるを得べ。

戊辰四月

東久世前少將此度中將ちゅうじょう昇進しょうしんせらる。

四月廿日神奈川奉行水野若狭守同並依田伊勢守 朝命と君命とを奉うけ一段、應接濟おうせきの上横濱港を東久世殿と肥前侍従とよ引渡ひきしるべ。翌廿一日歸き府に組頭調役亦られ。從て江戸よ帰か。定役以下小吏こうりハ其役まき同處どうしょ。召仕めし。苦くる。又決せり。但ただし其内勤うちのこしを辭さして江戸よ來くり。者もの。

○四月十八日出板横濱新聞の訳

兵庫より一隊の兵士乗船して仙臺に向て出張せり事の摸様より依りて江戸へも海路より官軍来りべしとソラ
會津ハ国内の士民モ布告シテ曰此度の勅諭を全く天子の眞意より出るゝ事ハあく薩長の意よ成る者あり
若一実ニ罪なりて 御門の譴責を蒙るあらん 且前より於て切服し其罪を謝じべしと雖も実ニ然らず事明白あり
故ニ死を以て國ニ殉り飽まで敵と戦ふべしと

日本ニ於て大名の此の如き事を家來ニ觸ふと示し事ハ屢あり是れ人心を激動固結せしもの某あり曾て 先將軍の

長州を伐ち一時長州ヲも右の如き趣を布告シテ 王命ニ抗ひ

會津の国論ハ一定せしや否や之を知る事能ひ若一會津の國論分裂して因循をあくあくぐ南方諸侯大ニ力を得るありべし

英國の軍船追々横濱を發ちテ五月十五日即ち日本四月廿三日キテヨ大坂港へ集まびと布告せられより依て軍艦ロド子イモ今日オセアーンモ明日此地を發テサラミスも續きてバーカス君を載せて此港を發をべし

オセアーンモ鉄張の蒸気フリゲートヨシテ四千トン

積一千馬力よりて大砲廿四位の大軍船あり
但一此度の命令ハ平穩の事あり是れ英國使節と一々上京
一朝廷へ拜礼を行ふが為あリ

オルハンと名くる蒸氣船一艘京都へ賣れり價洋銀五萬
ドル此内一万五千ドルを正金其餘を銅にて拂済シテ

成澤甚平 訳

○
越後よりの書状又外国人新聞より會津又往キ趣をや越
ノト傳習の為ありや外の用事ありやハ未詳うあ

中外新聞追々盛々行まれる付尚来る閏四月より大抵一
ヶ月又十冊つゝ出板いしべくは

何又よろしく新間或そ訳文を送り呉られん人へ製
本を呈す尚又相當の謝儀差出一可申事

新聞中へ植込吳に松輪込有之ひぞ一行又付金一朱の出
銀にて書き加へ可申事

但一其事柄の取捨を撰者の意又任せ可申は間此段兼
て以断りや置之事

此小本中外新聞ハ遠国へ送りし為め合券より賣出
之事

中外新聞より異聞を集め社中にて外編を撰び近日發
兎ひくべく事

右の外中外新聞別板無之し万一偽板等有之しも慥ある
證拠を以ては知らセ可仕下し厚く謝候差出可申事

四月

中外新聞第十八号

慶應四年四月廿七日

横濱在留外国人の書状抄訳

新泻より報告より北方諸藩の様子を聊々聞く事を得
即ち左の如く

北方諸侯ハ 勅使の通行を妨げずと雖も南方の兵會津領
地に入ることを許さば

溝口侯の兵五百人許京都又発向を北兵を溝口侯又逼りて
何故又南黨より属をよし若し北党の先鋒又加ともするよし
てを城地を奪ひ取るゝき由手強き掛合ひうべく溝口よ

り莫大の償金を出して和を乞ひる由
北都の兵を越後の高田に到り是より信州も趣くべき由の
知らせなり

吾等の思ふ所にて北方諸侯の勢益强大とあり遂に進て
京洛の地を争ふよ至るべし

○東山道總督府より諸藩へ内達の写

大政に一新の折柄未と ぬ政事向不行届を幸として無賴の
の悪徒其愚民を欺き徒党を結び恐多くも 官軍の内命或
え薩長トリヤ付られは捕と傷り唱へ無辜の富家へ押入り

強談難問をす掛加之放火 いづれ日く乱妨相募り生民全く
塗炭に陥りは段總督府かへても深く心憂慮し為遊一日も
難捨置依之信州一国の賊徒鎮撫向當国列藩へ お仰付
間各藩中合夫に持場を定め人數差出し置賊徒の乱妨を防
き惡徒を召捕諸藩脱走人或ハ無宿者又至ても速く其藩又
於て死刑より處すべくは尤百姓よりと雖も徒党より頭立ハ
ハ平日の行状正邪を糺し夫に可致處置は元來無賴の悪徒
共徒党を結び蜂起つゝは僕よりハ大義條理を以て鎮
定しハ僕一朝一夕不可行者又は間 勅命の旨に達し兵
威を以て鎮撫可仕は但一年貢諸運上總て心收納向の僕ハ

近々は確定の上沙汰可有之に間それ迄の所只管鎮撫民政又心を用ひ萬民其業又安ノ以極精々可致尽力上旨更よ
仰出され以て此段相達以也

辰四月

東山道總督府執事

○江戸市中改革仕方案

神田孝平述

る事より成るべくされ候後年の盛衰の如く差置き眼前此俗より
てモ立ち行き難き姿あり然れど先づ急々改革の良法を行
毛ぎす可らずば相其改革の趣意い第一江戸中の智恵と力と
を集むるを肝要としこれを集むるの法も總代會議の法を
設く事より今試々其法を論せば先江戸市中をせ組程又
分ち各組の中より地面持主より相集り入札の法にて誠實
才能有る者二人を撰之是を組中の總代と立て奉行所より江戸中組
出しひ左されば奉行所より江戸中組より出る總代人
凡そ四五十九人も集まリタゞベクれば一大席を設けて集會せ
むべ一夏と即ち總代會議所あり次よ會議の法をぐて奉行

の存意こころよりも總代人の中より出でる事こととも又老市
中の者より立たつ事こととも一應ゆうあ必ず奉行の手より總代會
議ぎを渡わたして其評議ひやうぎを掛け一紗承まつち知しの趣評決連印ひそひきけんじんいんの上うへに非
ざれば之を市中いちちゆうに施ほどこす行おこなふづづくと且何事ことよよく會議ぎ
も可然かぜんと評決ひやくせむ先例せんれいあき事ことても之を行おこなふべー又然
もくうしへと評決ひやくせりとくとく旧來きゅうらいの仕来しうりと雖まも直ただよ之
を廢止はいしまく一是ひと是ひとと其要領ようりょうあり猶總体ようそうたいの心得方こころざを言いへた抑
此總代まつちを江戸えど中なかより撰さくも出だされだら賢人けんじんあれば即ち江戸
中の智惠ちゑをしおり出だする者ものあるが故ゆゑ銘めいこゝも驚おどきと其
理合りあを合あ點てん一假初はじも一己ひとりの私心わたくしを挾ままへ一岡おかよ江戸えど中
一紗いっしゃの為ためを思おもひ假令まことに同船どうせんして貳波にいはの難なんよ逢まつく時ときの如
く相和あわせり相助あすけりて何事ことを取纏とりまつり成就せいじゅせりむるを主おもとを
べー且夫また江戸えど中廣ひろーと雖まも細ほそく吟味ぎんみをれば誰だれぞの地
よ非まざるまあー又地面じさんの主おも者もの已まれま地じ面めんを大切だいせきよ思おもえ
えざるまあー今地面じさんを大切だいせきよ思おもふ心こころを以もつて總代まつちを撰さくみ出
一其總代まつち打寄うちよて評議ひやうぎ決着けつせきせば自然じねんよ江戸えど中なかを大切だいせきよ思おもふ
心こころを生おきずるま至いたしへー是ひと是ひと實じつよ總代會議まつちの妙處めうぢよよもて殆ほとんど華舌はなざわよも尽つくー難むずき真味まみあり方今交易こうぎょう商會しょうかい蒸氣用法じゆきようぽ製鍊せいけん
局紙しき獎法じょうぽ其他ほか總まつして江戸えど市中いちちゆうを富とべき良法よしぽ極きわめて多多く
と雖まとも先まづ江戸えど中なかを大切だいせきよ思おもふ心こころを一纏いつまつめよりて後

又非まじ手を附け難一故又我先づ會議法の大略を述べ
以て其端を發をと云

追加本文終代ニ撰キラム者ハ人才を第一ト一地面を
持テ者ニテモ苦一アド勤役ハ凡四五年を限り
トノテ交代をベ一且勤役中ハ相應の格式と俸金とを
与ふべしむ俸金ハ地主中より之を出まべ一猶論を
べき事多くけりと雖リ且錄又暇レバ市中有志の諸
賢尚其詳を問ひんと欲せば板元ヨリテ我家ニ來
り訪ふベシト阿連モトヨリ也トシテ其處に於キ
一書の本多思入通今ハ同識シノリ本の事は當トシテ
○ア突大ム見接美ト

佛蘭西在苗の友人より書翰を得テ彼地見聞の事を記
且公子民部大輔殿の旅館の図をも寄贈す故ニまづ此図
を刊行す

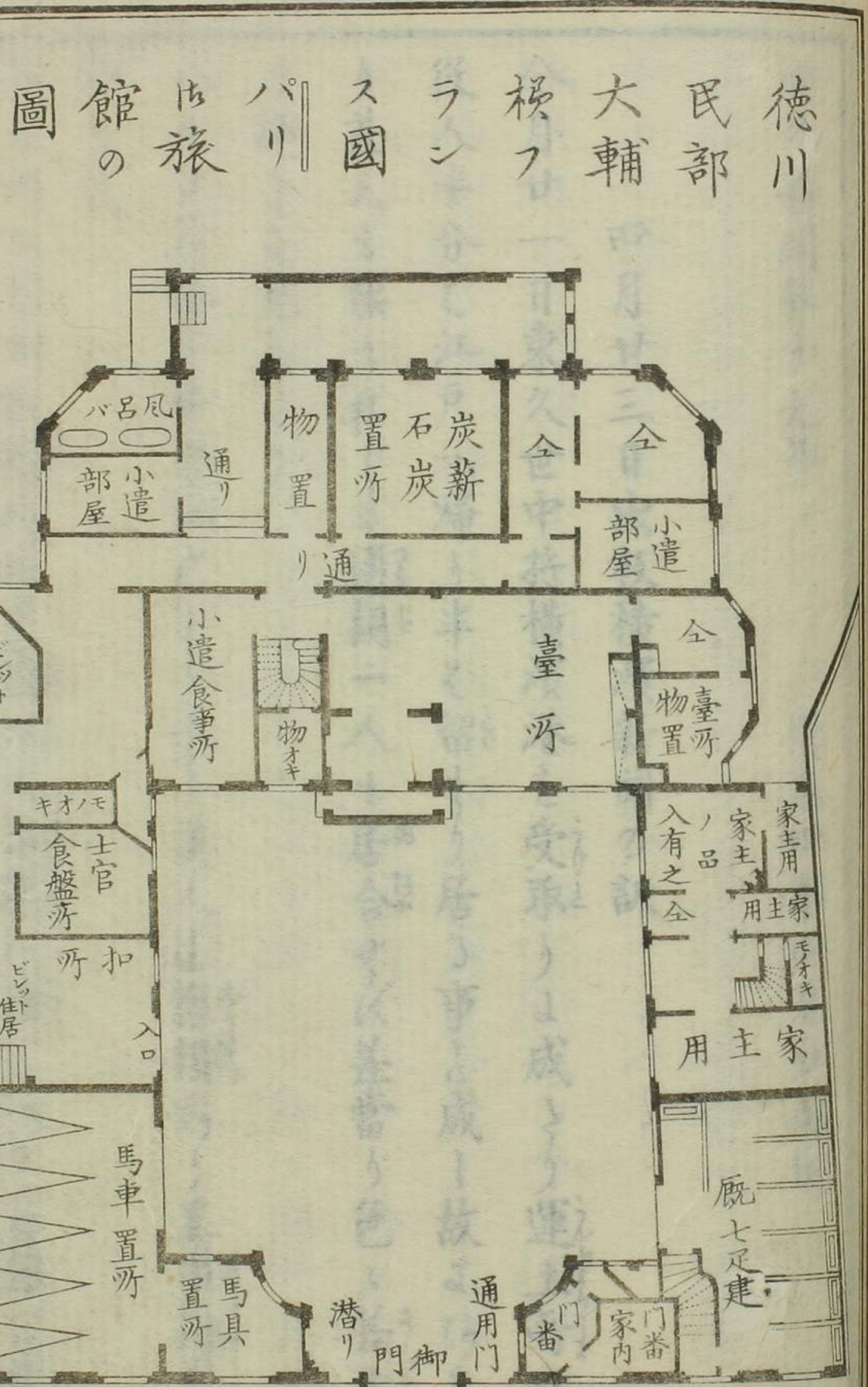
西洋医家必用の薬品ヂキタリス、ヒヨス、サルヒヤ、カルレ
マヨラン、亜麻アルセム、メリッサの類追々傳來一當今ニ至リ
ても外舶を待テ其用之一トシテ其他花草菜蔬等も
次第ニ舶來多一吾去冬佛蘭西より帰帆の時も亦種々草木
の種子根塊を携ヘ來る其内ニサフラン、コルレクム、アルタ

アセニアユイン、イリスフロレンティナラヘシデル、カルモイ等なり。此等次第繁殖せも後來一個の國益とも成るべし。又革菓も方今も許多の菓を結ぶる至り。此物世間又流布するより至らば亦一種の物産を増補をとるべし。

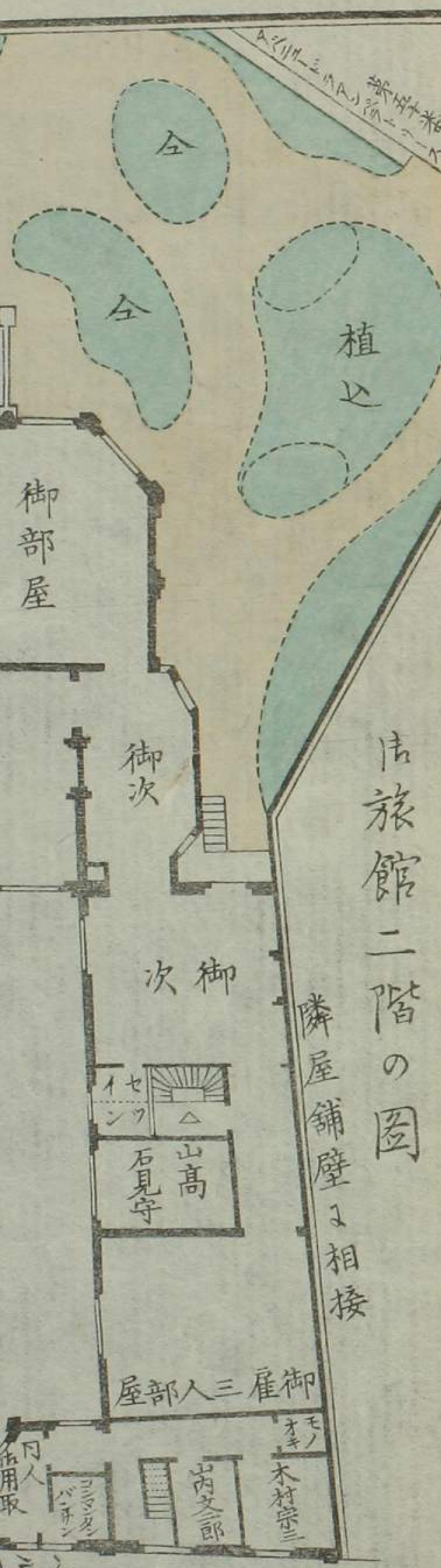
革菓元和産あり。西洋名アブル俗稱オホリンゴと云ふ。林檎の属にて實大且甜美あり。

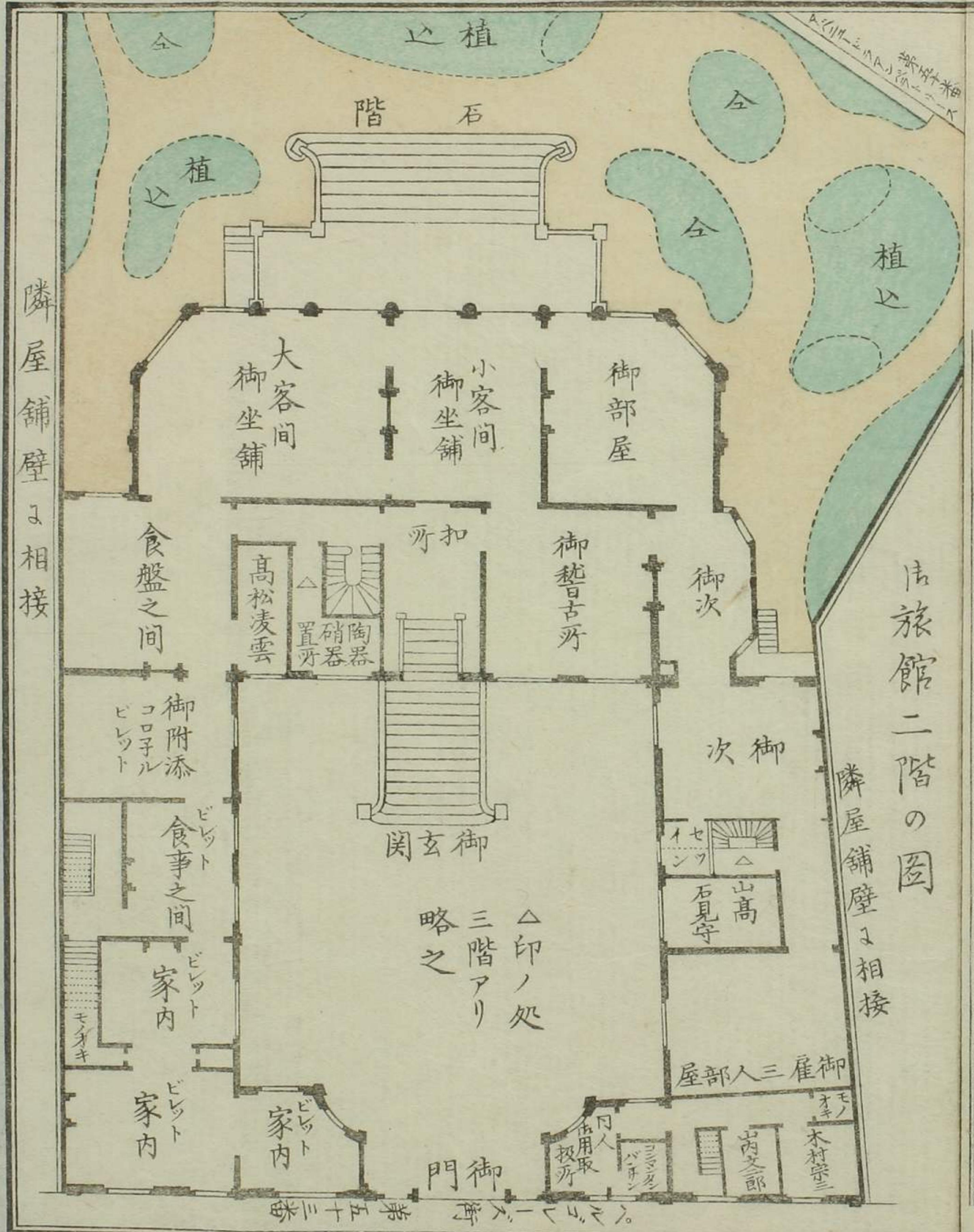
砂糖を只甘蔗より製するのみあらび西洋にて菓菜の根よりも採り又楓の樹よりも之を採るいとゆ。捧砂糖と云者を皆菓菜ト製する者あり。

田中芳男 記

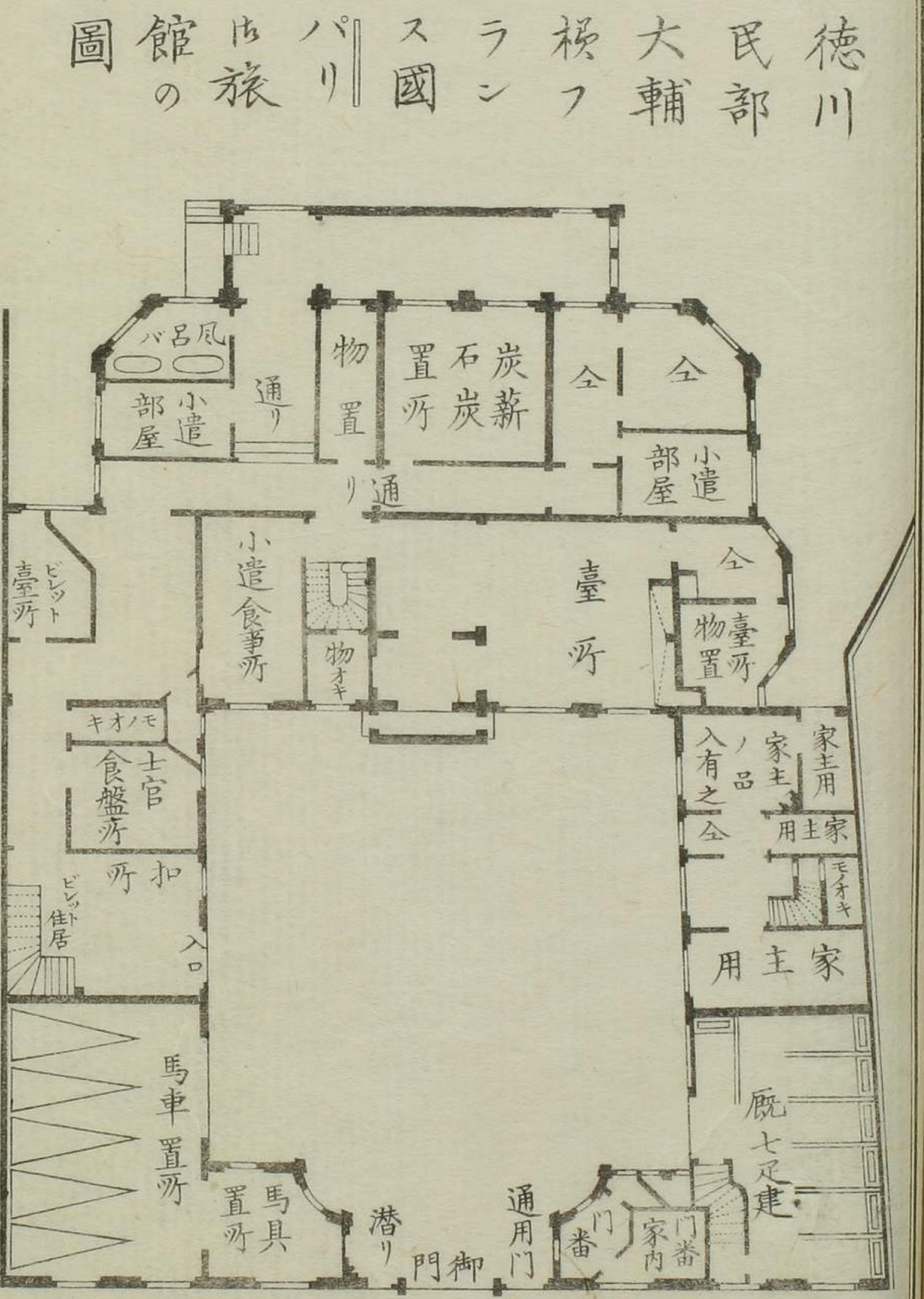


旅館二階の図





清旅館二階の図



砂糖を只甘蔗より製するのみあらず西洋にてハ菘菜の根
よりも採り又枫の樹よりも之を採るいとゆう捧砂糖と云
者を皆菘菜より製して者あり

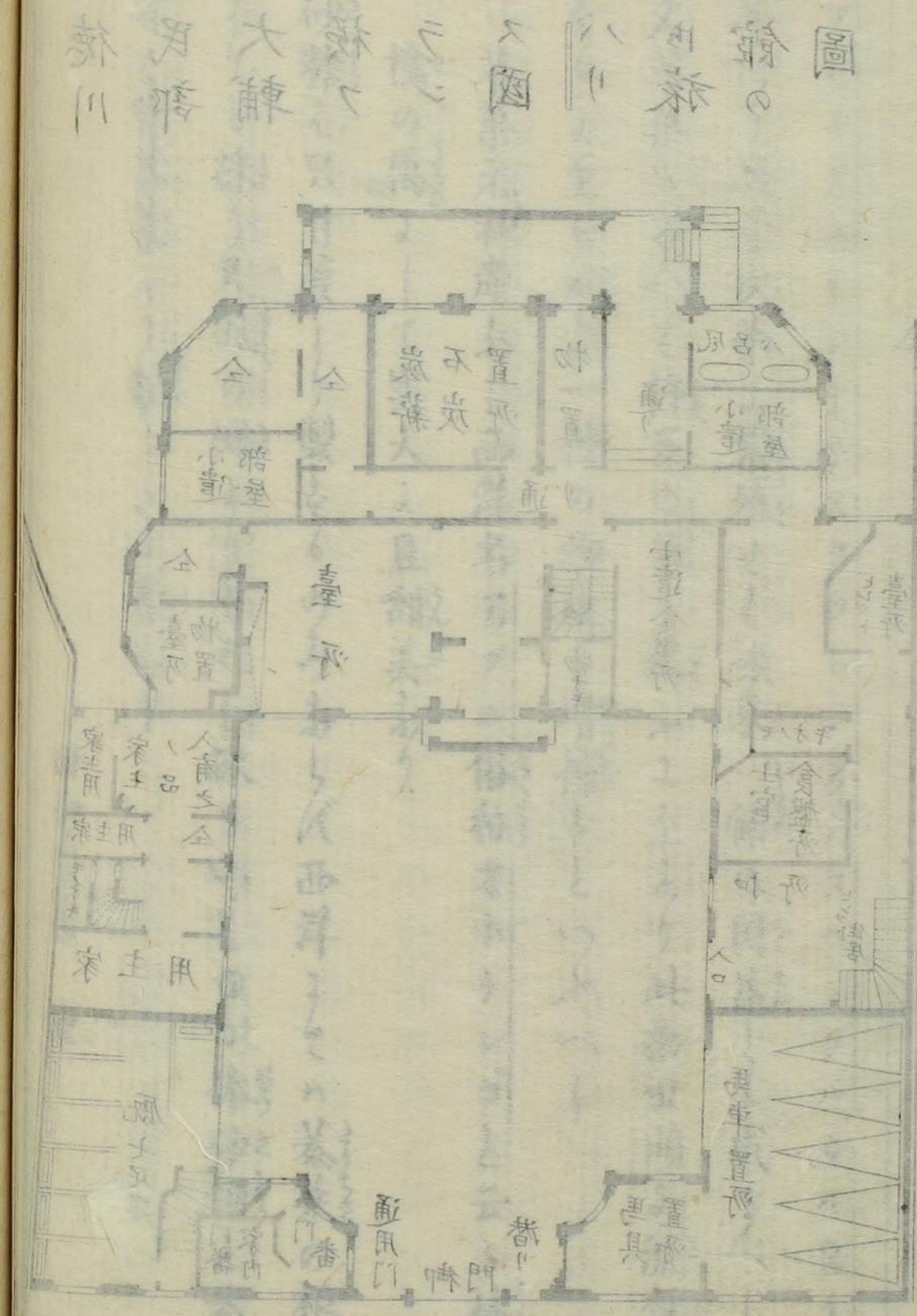
中外新聞第十九號

慶應四年四月廿九日

四月廿三日出板横濱新聞の訳

八九日前勝安房守江戸より來り英人と應接あうせつ其事柄ことがらを

今日サラミス船^{ヨシマツ}、此地を出帆^{しゅつぱん}、兵庫へ往くべ、英國公使



パークス君此船より京都に到り 天子に謁して事を譏
ちるが為あり

江戸及び近在此有様にて戦争もあく穏々引渡しを成する
らば各国公使、新政府を日本全国の領主と認め諸事共々
相談い、助かり、然れども北方諸侯にも何人まで
先將軍の為、兵を起し南方諸侯と戦ふ者、尚ほ日本
尚大君の事明りある間を各国公使矢張是までの通局外
中立の法を守り決して手出でを成さざるべし

兵庫よりの書翰、大坂兵庫共々万事誠々平穏あり、帶刀の
者も多く居ぬ、然れども外国人へ對してハリラとも町寧

ある事にて更に心配の事あり是を以て考れば新政府の役
人の餘程閑けると見えり前、の政府の家臣より此の如
き人ハ甚ざ稀よこれに一のみ

日本商人ハ臆病にて代呂物の仕込をあく事甚少、故に當
地の交易甚微、とて寂寥あり、恰も野陣の光景似て更
々交易場の景色、不圓並の量不直

横濱今時輸出貨物の直段左の如く
生糸前橋極上の品十六貫每付八百六十ドルより九百ド
ル次々八百ドルより八百四十ドル並ハ六百四十ドルよ
り七百四十ドル奥州極上八百三十ドルより並六百五十

ドル迄色ワタク不同甲州極上品あり並うて六百五十ドルより七百ドル越前極上六百八十ドルより七百十ドル次を六百四十ドル位並も四百五十ドルより五百五十ドル茶極上品十六貫匁クダリ付三十四ドルより三十六ドル最上三十ドルより三十三ドル其次色ワタク不同並の最下直ある所より十六ドル位

烟草一畠口十六ノ目マツメ付十四ドルニ畠毛十ドルナリ三番毛七ドルより九ドル

蠟十六メ目マツメ付十六ドルより十七ドル人參五十斤ス付一ドル半より四ドルニ分まで

菜種ナシ十六ノ目マツメ付三ドル九分より四ドル菜種油十六ノ目マツメ付八ドル九分より十ドル樟腦カジラ十六ノ目マツメ付廿二ドルより四十四匁クダリ一分あり
輸入物價を又次号マツメ訳出をぐ一

○日本民口の多少を論ぜ

是も横濱在苗洋客某の説あり、偶其手記の稿本を得て之を抄也

西洋の地学書よ日本の民口を總計する説いづまも同ド
らば或も一千万有餘と云ひ或も一千五百万或は二千五百
万或ハ四五千万と云ふ然るよ我日本より來り住む事既
數年日本人より遇ひて屢々これを質問するよ一人も慥々其答
をあく者あり然れど諸書よ言ふ所も固り傳聞の傍々記す
うる者ありが故より大ある差ひあるあり併しあくまじ日
本の國凡何事も隠秘して実事を外国人より告げざる習も
ある故ニ民口の真數も隠して知らせざるよやと思ひて種
く探索せりが全く民口の體ある數を政府の役人さへも知
らざる事と見えて左されば人別改めの法の粗ある故ニ

民口の數正しく知る難きあらん歐羅巴洲就中文明開化の
邦よりても殊更民口の數を改むるよ其規則にて本洲を
離れてから藩属の地方まで明細に調べる事あり夫故年々
人民増殖の数も慥々相公の事衆人の知る所の如く日本よ
ても往古より王朝にて国々の人別を細々改められ一事
よや古史を按するよ徃く全国の戸口を吟味し其内より兵
士を取リ一事明くあり紀元六百八十九年より天下の民口を
計り男子の四分之一を兵丁と充てし由を記し又九百八十八
年より全国の工夫八十八万三千二百廿八人なりト由を記
せり却て今日よりて民口の多少詳あらず然れども吾が

考う所にてハ四五千万とソレを固より誇大の談ありべ
く大抵一千五六百万とソレ者其实を得るよ近うとく一其
證據を言もド吾ダ英吉利の大きさと日本并ニ四国九州と合
せよ大さと其里方積を比較されバ大抵日本へ英國の一
倍より大英國を戸口の稠密ある事殆歐羅巴の冠より且
国土より開けて不毛の地あり而して人口ニ千七百万有餘
リ若し日本の人烟稠密ある事英國と均一シテ一ムを五
千万を過ぐと云ふも適當ありベ一然リ吾日本の周圍を
航行一港への様子を一覽一富士山を初リ諸山を登りて山
麓の地を望み見リよ不毛未墾の地甚ど多一英國にてハ倫

敦を離リ事數十里の僻邑と雖も民戸を尚櫛比を日本え
江戸を距る事僅ニ五七里にて既ニ廣漠の野有リて僅ニ
星散の人家を見るのみ是ニヨリて推考されバ全国の人口
吾ダ英國トソリ少きともトドリの事トク假令多くモ二千万
よモ過ぐベ一且又六七年来生糸の輸出盛んニ日本產
物中の隨一トドリ然ニ年々直段高く成り行くのナリテ出
高ハ一向増へ事あリ其生糸の出る地ハ甲州信州奥州越前
あとナリソレノ不毛の地多き國アリ勿論日本人の例の
亞細亞夙ノトメ旧來の仕来りのみを守リ新ニ土地を開き產
物を殖セ事あどを好まぬ風俗あれども現在莫大の利益有

る生糸さへも仕入をもぐる者の少き以て考ふとば是亦思
ひの外民口の少き一證あらん歟

中外新聞第二十号

慶應四年閏四月三日

四月廿四日出板オ、フルランドメイルと名くる新
聞紙の訳

今般政度一新を計りて 御門を古昔の 帝王の權よ復
し 将軍の政權を止むるの大改革追々擄取すべき様子よ見ゆ
嚮々 勅詔の趣を 前將軍慶喜公へ達せられよ其事首
尾よく奉命にて 公自ら鎮靜の為よ尽力少あらず
且今月十二日江戸を發し其父君の住居せられず水戸と
ソノ地へ退隱ソクシ其情実憐む可一拵江戸城を即日 勅

使へ引渡しより成り當港の事務も亦官軍へ引渡しより成りたり即ち此神奈川港を受取りより來り一新ニニストルを東久世中将并み肥前侍従あり但一肥前侯も九州の大名東久世を元来公家より少將の官あり一ゲ此度當地出張付て中將より昇進をと云ふ

會津も日本中第一の強藩あり只地形の峻岨あるのみあらず其人飽くまで強勇よりて死を怖らず南方の諸侯必を之を代えんと欲せば數万の人を損ト數月の久しきを経て成功を期一難うべく如くじたくうひを休め和平を謀るよ會津侯を恭順を尽して勅使を迎へ歎願して日近畿より勅使を迎へ歎願して日近畿より

けの發砲を全く士卒の過失あり併しより朝廷より對し奉りは儀より更に無之ルとより叛逆あどく云ふ事少くも覺られあき旨明白と申披き有りトクバ 勅使も大々見込違ひにて歸洛行リと云ふ

○タイムスと名くる新聞の訳

日本は於て お門と云ふ称号も偏り人の畏服するものと見えり且國人の信仰もやや恰も神佛の如くあり現在幼年の君を擁して天下の命令を下すの勢なり
此君は動搖する威權をもて其扶助をもつて国内の為も静謐一致をもつるを我等よ於ても望まき事あり嘗て日本

の隣國あり支那よりても此の如き處が成功を奏せり日本
旧來の如く只一人の私利を専らよほて天下と利を共ふせ
ざる仕法を我英國の如き貿易を好む國民の甘ぜざる所あ
り

渡部一郎 訳

○四月廿九日函觸書

上様水戸表へ之為入山謹慎在遊は付跡を慕ひに機嫌
伺等より越へ者も有之哉よ相聞えり事情尤の儀よそひへ
共に法を侵し越へても山謹慎中却て山為めよりも不相成
は間心得違ひの者無之松精し申諭万一千押して越へ者これ

行ふよ於てハ急度相達し以品も可有之の条兼て可山渡
置ひ事

四月

朝廷へ左の四艦獻貢相済

富士山 翔鶴 觀光 朝陽

右の外 開陽 田天 蟠龍 千代田を其俗下之

○四月廿六日林玖十郎内使として京都へ出立を今月十日
頃を帰着をべき由

右の用の趣ハ寛典内振合を 大総督府より京都へ内伺又

相成の由

○横濱別段新報の訳

此節日本國中の騒乱より來り當港在留の或る外國人サンド
寧々島の砂糖竹植附を渡世と致しに者と約定し日本人三百
餘人を三ヶ年の年期にて雇ひ切り砂糖竹植附刈込等より
使役するが為彼地へ差送も

或云給銀一ヶ月五ドルづくヲ期限五年ありと
期限給銀等ハ同ドからびと雖もいとも黒奴賣買の所業
等一き事にて此の如き所業ハ萬國の法例より且無辜
の日本人狡黠の外國人より欺かれ利益ハ悉く彼より奪られ憐

古ベ一日本人を酷熱の氣候と辛労煩苦不堪へぞゝて疾病
罹るのみあらず万一如何程慘酷の所置よ逢ふゝも訴ふ
可き處あらずと死をとも期限中の故郷へ帰るの路ある
不祭の鬼とある。又至らん嘆惜しき甚きよろじや
方今日本全國平穏あらず政府にても此の如き事を處置し
るの暇あらず。然れども國亂稍治まりテバ政府にて
能く此事件を糺し之と關係せし者より相當の罰を加へ後來
の損害を防ぐべきあり然らばん民人の災害の少あらず
日本の大恥辱あらず

サンド寧々島近來夭死の者多く民口年々減少に故ニ是ま

で支那人を雇ひ使役せ——
支那人も炎暑と驟使とよ苦
み彼地へ往く事を好むべ夫故々此度日本人を雇ふ事を試
みる。あタベー

黒奴賣買の事を既に禁止とあり其後英國政府と支那政府
と條約にて支那人を年期を定めて外国へ送り一事にと
どり是亦禁止又成る。

○上野山内の布告書

彰義隊忠義奮發并に當山諸向に警衛又付赤心の条く
宮様に感浅うじ以来恐多くも 尊体當局へ委任を遊
以段山沙汰の趣覺王院よりは相違に間此段及廻達

別紙

昨日 大總督宮様より岩井左門社為召今日登城の處
参謀正親町へ出逢有之北陸道總督兩卿當山へ轉軍の儀
付昨日覺王院を以て右山兩卿へ出仰入且彰義隊長より申
上付趣逐一 大總督宮へ言上の處 山門主様思召の次第
覺王院尽力の段并に彰義隊精忠の旨委細承知山感不斜思
召付右轉陣の儀を山見合を成し段山口達の事

四月廿四日

○喻言一則

唐通居士

うる男二人の妻を持ち一人の年才一人の若者け

トその若き女辺の鬢髪^{びんぴつ}は白毛^{しらけ}の交^{まつ}ること似合^{あつ}う
くらぬ願^{がほ}くを白毛^{しらけ}を抜^ぬまく黒毛^{くろけ}を留^とめかうがや
と言ひされば男拔^ぬりせよくり松年^{まつね}よりする女のりくよ往^{むか}
きけるよ女の言ひくりを妾^{わらわ}く年老^おいて辺の如く若き
夫を持^もてうらんへ世^よ男の無きやうふて人のうづけアモラ
トうやく同く^ハ黒毛^{くろけ}を抜^ぬまく白毛^{しらけ}を苗^なめんとソフ男せ
ん^うあくて又ぬくせよくりかく彼方^{そこの}ぬこれ此方^こ
トモカヌうれ黒毛^{くろけ}を髪^くとも^シ無うてぞ有けるその如く君^{きみ}
子^こうらん者^{わざわ}の機嫌^{きげん}を取^くらんとて己^{おの}じ心定^{じゆ}すうざれを
終^すよ其身^{そのみ}は禍^{まことに}を得^ること昔^{むか}し今^{いま}も其^{その}うり少^{すくな}うぞ心を

くべき事^{こと}よこそ

○題あくび

中島信敬

不^トく^ダ忍^じを忍^じ岡の忍^じび音^おをおの^う五月^{さつき}又早^はく^と一^う

う^づきつい^づちの日

目賀田守蔭

立^トへ^る山代^{さんだい}も^うも更^かよ又葵^{あさり}うさごん月^{つき}を來^くよ^う

千年功業夢中夢

そのうみの根^ねき^く深^{ふか}き葵^{あさり}草露^{くさつゆ}を袖^{そで}よと思ひうけきや

失題

廣沢安任^{かわら}會藩

欲^む因^よ大義^{だぎ}舉^た綱維^{くわい}、一決此心何^う又疑^う休^す逐^つ末^す流^{りゆう}煩^う口^く舌^{した}至誠自^う有^る
貫天時^{とき}

日光店門主様今月十日頃店出立にて上京あらべき由相
関えひ付上野山下辺の市民延期を嘆願する者夥し

中等取扱事中興
中興書事議
義士も出力下さるゝ事無く又聲を失ふ事す
そのちじくしまの日　自賛御平善
味の事多聞ひ起居音もよきと直其名早く
○墨子ノハ
中興書事議

中外新聞第二十号終

